

関川村立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

関川村教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . 3～5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 6

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教育職員一人一人が児童生徒とじっくり向き合い、心を通わせた教育活動を推進するために、教育職員の負担を軽減し、健康な心身でやりがいをもてるような職場環境を実現する。

### (2) 本村の現状

- ・ 本村では、平成 31 年 2 月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「関川村立小中学校職員の在校等時間の上限等に関する方針」（以下「方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- ・ こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりであった。

#### 【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 29 時間	30%	2%
中学校	月 47 時間	54%	4%

- ・ 時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校で 30%、中学校で 54% と多くなっている。特に中学校では、部活動の指導等の業務の負担感が大きくなっており、部活動の休養日の完全実施や部活動指導員等の外部指導者の活用を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- ・ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする

	R 6	R 8	R 9	R10	R11
小学校	70%	82%	88%	94%	100%
中学校	46%	65%	80%	90%	100%

- 1 年間における一箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

	R 6	R 8	R 9	R10	R11
小学校	29 時間	28 時間	27 時間	26 時間	25 時間
中学校	47 時間	45 時間	40 時間	35 時間	30 時間

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【11 日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 15%まで減少させる【22%】

	R 6	R 8	R 9	R10	R11
年次有給休暇	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日
高ストレス者割合	22%	20%	18%	16%	15%

- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、PTA、青少年育成村民会議や学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
  - ・ 給食費については、令和9年度予算を目途に公会計化を実施する。また、給食費以外の学校徴収金の公会計化については、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和11年度予算を目途に公会計化を実施する。
- ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
  - ・ 地域学校協働活動に係る関係者間の連絡調整等は、学校運営協議会などの地域コミュニティや地域コーディネーターに委ね、保護者・地域住民の積極的な参画を推進する。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
  - ・ 本村教育委員会で小中学校に配置のICT支援員（小中兼務）を有効に活用することにより、教職員及び事務職員等の業務の負担軽減を図る。
- ◆ 部活動（「3分類」⑬）関係）
  - ・ 令和8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、令和8年度から活動時間等の適正化を図り、完全地域展開の実現に向けて、指導者等の人材確保や部活動指導員の継続配置に努める。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
  - ・ スクール・サポート・スタッフの各校への配置（小中兼務）や校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
  - ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育補助員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、関係機関と連携を図りながら、本村教育支援センターや校内教育支援センター相談員等による効果的な支援を促進する。

### （2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能を令和8年度中に各校に設置する。

### （3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

- ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- ・ 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、関川村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。